

雪国の道路を甘く見てはいけません！ ～チェーン未装着大型車による事故が続発しています！～

毎冬、チェーン未装着大型車や駆動輪以外にノーマルタイヤ・オールシーズンタイヤを装着している大型車によるスリップ事故やスタック（タイヤが空転し車が動けなくなること）が続発しており、それに伴う全面通行止めなどの交通障害により、通行中の多くのドライバーが多大な迷惑を被っています。

また、交通が麻痺すると除雪車が通行できなくなり、交通障害がさらに拡大するおそれがあります。

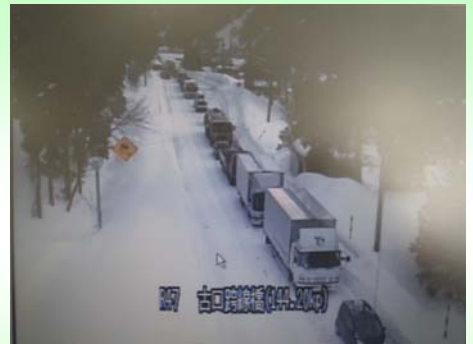
今冬の管内でのチェーン未装着車による事故発生状況



スリップし道路をふさいだ大型車。約2時間全面通行止めとなりました。



スタックし車道上でチェーンを装着するドライバー。車線がふさがり渋滞が発生しました。



スリップ事故に伴う通行止めにより長い渋滞の列が発生。多くのドライバーに迷惑がかかります。

道路利用者の安全・快適な通行を目指して道路除雪を実施しておりますが、それでも雪国の道路では大型車はチェーンの装着が不可欠です。

スリップ等により制御不能になった大型車は、大事故を引き起こし命をも奪う『走る凶器』にもなり得ます。

道路交通法等により、積雪又は凍結のため滑るおそれのある道路において、自動車又は原動機付自転車を運転するときは、**タイヤチェーン**を取り付け、又は**全車輪にスノータイヤやスタッドレスタイヤ等**を取り付けることが義務付けされており、違反すると**罰則**の対象になります。

罰金：5万円以下 反則金：大型 7千円 普通・二輪 6千円 原付 5千円

(お問い合わせ先)

国土交通省 山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所 管理係長 清原 一成
〒996-0041 山形県新庄市大字鳥越字舟田608-2
TEL 0233-22-1581 FAX 0233-22-8396